

お知らせ

人権擁護委員に 関政雄さん



十月一日付けで、関政雄さんが法務大臣から人権擁護委員に委嘱されました。なお、関さんは十月から愛知県人権擁護委員連合会事務局長を務めています。

人権擁護委員は、国民の基本的な権利が侵犯されることのないように、全国の市町村に配置され、いつでも皆さんからの意見や相談を受け付けています。

連絡先 阿久比町大字草木字東郷
36 ☎(48)13301

全国一斉「女性の人権 ホットライン」強化週間

名古屋法務局と愛知県人権擁護委員連合会では、夫やパートナーからの暴力、職場などでのセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など女性に関する人権問題を取り扱う相談電話「女性の人権ホットライン」を開設しています。

十一月十五日から二十一日までの一週間は、相談時間を延長して相談に応じますのでご利用ください。
日時

十一月十五日(月)～十九日(金)
午前八時半～午後七時
十一月二十日(土)・二十一日(日)
午前十時～午後五時
電話番号 0570(070)810
問い合わせ先 名古屋法務局人権擁護部 ☎052(952)8111
1(内1470)

愛知県障害者委託訓練「ホームヘルパー養成講座二級課程」コース受講生を募集

日時 十二月七日～平成二十三年三月九日(毎週月曜日)・金曜日の二日・三日、午前九時～午後五時

場所 (株)アバンセラライフサポート金山校(名古屋熱田区金山町152)

内容 ホームヘルパー・介護サービスの基礎、実践まで

対象 障害者手帳所持者(身体・精神障害者)

定員 十五人(面接で選考)

受講料 無料(テキスト代は別途必要)

申込期限 十一月十五日(月)

問い合わせ先 愛知障害者職業能力開発校 ☎0533(93)2102

成年後見制度普及のためのイベントを開催

成年後見制度の普及、啓発のため、「成年後見落語」を開催します。

日時 十一月二十日(土) 午後一時半～午後三時半(午後一時開場)
場所 美浜町総合体育館(美浜町大字北方字十二谷12)
内容 桂ひな太郎氏の落語、知多半島における成年後見の現状、知多地域成年後見センター紹介
定員 三百人
入場料 無料
問い合わせ先 知多地域成年後見センター半田後見事務所 ☎(21)0811、知多後見事務所 ☎0562(39)2663

十一月は「子育て応援の日(はぐみんデー)普及推進強化月間」です

愛知県では、毎月十九日を「子育て応援の日(はぐみんデー)」と定め、社会全体で子育てを応援する機運を高めるための県民運動を展開しています。

七月九日に開催された「第三回愛知県少子化対策推進会議」で、毎年十一月を「子育て応援の日(はぐみんデー)普及推進強化月間」と定め、本年度から実施していくこととしました。

今年度は次のとおり、「あいちはぐみんフェスタ」の開催など、さまざまな事業を実施して、社会全体で子育てを応援する機運を高めることとされています。

「あいちはぐみんフェスタ」を開催

元祖イクメン芸能人パパイヤ鈴木さんや、うたのお兄さん恵畑ゆうさんの楽しいステージショーや、今回新たに作成する「はぐみんの歌」や「はぐみんの着ぐるみ」披露などを行います。

日時 十一月十三日(土) 午前十時半～午後四時
場所 マツザカヤホール(松坂屋名古屋店南館八階)
主催 愛知県少子化対策推進会議構成団体
その他 入場無料
問い合わせ先 愛知県子育て支援課次世代育成支援グループ ☎052(954)6315

税金Q&A

家屋を建てた場合の土地の固定資産税

Q 数年前に購入した土地に今年住宅を新築しました。固定資産税はどうなりますか。

A 住宅用に使われる宅地は、税負担を軽減するための課税標準の特例措置があります。

たとえば、200平方メートルまでの宅地なら、専用住宅が建つことによって固定資産税の課税標準額が価格の6分の1となります。

このことから、次年度から住宅が建っている土地の固定資産税額は下がります。

問い合わせ先 税務課固定資産税係

☎(48)1111(内218・231)